

八街市教育委員会議事録

令和5年第9回定例会

期 日 令和5年9月20日（水）

開会 午後 1時25分

閉会 午後 2時02分

場 所 団体研修室

教育長及び 出席委員	教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	浅 尾 智 康 山 田 良 子 並 木 光 男 吉 田 昌 弘 橋 爪 通 代
---------------	--	---

出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 学 校 教 育 課 長 社会教育課長兼中央公民館長兼郷土資料館長 スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長 図 書 館 長 学校給食センター所長 社会教育課副主幹 教育総務課副主幹（事務局）	土 屋 武 志 富 谷 和 恵 一 瀬 祐 彦 須賀澤 勲 土 屋 颯 仁 富 谷 のり子 岩 井 濟 青 柳 好 宏 幸 野 慎 一
------	---	---

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和5年第9回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の出席委員は5名全員です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日の日程は事前に配布のとおりです。

2. 議事録署名人の指定

○教育長

議事録署名人に橋爪委員と私、浅尾を指定します。

3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を土屋部長よりお願いします。

○教育部長

資料の1ページをご覧ください。

令和5年8月24日から9月19日まで、教育長が出席しました主な行事及び動静についてご報告いたします。

8月24日 小谷流の里ドギーズアイランドにて、小中学生を対象とした「やちまたグローバルイングリッシュキャンプ」に参加しました。

今年度のイングリッシュキャンプは、ドギーズアイランドさんのご厚意により、会場を使用させていただくとともに、参加者負担金の中で特製カツカレーを振る舞っていただき、参加者及びALTの皆様にも大変好評でした。参加者は、昨年度は中学生のみでしたが、小学校5, 6先生にも参加を呼びかけたことで、小学生24名、中学生7名の計31名が参加しました。参加した子供たちは、はじめは緊張していましたが、14名のALTが楽しく進行することで、子供たちは打ち解け、終了する頃には積極的にALTに話しかけるようになっていました。

8月29日 大会議室にて、中学校総合体育大会等報告会に出席しました。この報告会は、八街中央中学校女子柔道部員2名が全国大会に出場したことの報告会で、3年生の生徒は、県大会優勝、関東大会ベスト8、全国大会ベスト16の成績でした。2年生の生徒は、県大会優勝、関東大会、全国大会に出場しました。市長からは、健闘を讃えるとともに、今後の活躍に向けての激励を受けました。なお、この報告会には橋爪委員にもご参加いただいています。

9月13日 スポーツプラザ多目的広場にて、八街市スポーツレクリエーション祭グランドゴルフ大会に主催者を代表し出席いたしました。

この大会には、八街市グラウンドゴルフ協会会員67人に加え、一般参加8人の計75人が参加しました。

そのほかの行事等につきましては、書面をもって報告させていただきます。

○教育長

ただいまの報告に対して、質問等ありましたらお願いします。

<質疑なし>

4. 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りします。

前回議事録について8月24日に開催しました第8回教育委員会定例会の議

事録の写しをお手元にお配りしておりますが、内容について、ご異議ありませんでしょうか。

<異議なし>

異議なしと認めます。

5. 議題

○教育長

それでは本日の議題を宣告します。

本日の案件は、議案第1号から第5号の議案5件です。

続いて非公開について、お諮りします。

本日の案件を見ますと、議案第4号及び第5号については、教育委員会会議規則第13条第1項第4号「関係機関との協議を必要とする事項」に該当することから非公開により審議したいと思っておりますがご異議ありませんでしょうか。

<異議なし>

ご異議無しと認め議案第4号及び第5号は非公開により審議することとします。

それでは、議案第1号「八街市指定文化財の指定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○社会教育課長

議案第1号について、ご説明いたします。資料の2ページになります。

種別は記念物史跡。名称は御成街道跡（風景谷の険）。所在地 八街市沖字西沖1354番1、同2の各一部。所有者は古山孝、八街市となります。

次に議案第1号の別資料の方をご覧いただきたいと思っております。文化財審議会からの答申になります。

それでは6の指定理由の朗読をもって説明と変えさせていただきます。

御成街道跡は慶長18年(1613年)、徳川家康が東金へ鷹狩に行くため、佐倉城主土井利勝に命じて造られた、船橋－東金間をほぼ直線に結ぶ約3.7kmの街道。

この街道は、元来「東金新海道」の名で造成されたものであるが、徳川家康・秀忠・家光(大納言時代)の三代の将軍が鷹狩りの際に利用したことから「御成街道」の名称が定着した。造成には近隣の96(97とも)ヶ村の農民を動員し、八街市域の古村もこれにあたった。

それ以降、江戸時代を通して御成街道周囲の村々は、普請として街道の整備・管理や鷹狩での賄・人足の供給など御狩場の運用にも関わるなど、近世期の本市域の歴史・文化、生活の有り様を考察する上で、欠くことのできない歴史的に重要な史跡と判断される。

現在では御成街道の大半が舗装され、往時の姿を失っている中、学術発掘調

査により、当該地は造成時当初から維持されてきた御成街道の遺構が確認されており、別地点に所在する市指定文化財「御成街道跡」と同様、極めて稀少な文化財であると認められる。

元来、当該史跡は上記指定史跡と連続する一帯の史跡であったことから、市指定史跡「御成街道跡」の附「御成街道跡(風景谷の陰)」として追加指定することが望ましい。

以上が指定理由となっております。同資料の次ページからは、所有者の指定同意書、御成街道跡の指定範囲図、測量図、写真を掲載しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○教育長

それでは、ただいまの説明に対してご質問等がありましたらお願いします。

<質疑等なし>

それでは、議案のとおり可決することについてご異議ありませんでしょうか。

<異議無し>

異議無しと認め、議案第1号について、可決することに決定しました。

次に議案第2号及び第3号は関連しますので一括して説明をお願いします。

○社会教育課長

議案第2号について資料の3ページになります。

種別は記念物（史跡）。名称はこえっぱの弁天跡。所在地 八街市文違字台ノ下80番、81番1の各一部。所有者は八街市となります。

議案第2号の別資料をご覧いただきたいと思います。先ほど同様に文化財審議会からの答申になります。議案第1号と同様に指定理由の朗読を持って説明と変えさせていただきます。

当該史跡は、池状の窪地内部に島として造成された塚状遺構と、島につながる土橋により構成され、島には頭頂部のみが露出した板碑が建立されている。この史跡には、江戸時代の頃、迷い逃れてこの池で亡くなった女性を弔うため、弁天を祀ったものとの伝承が残ることから、「こえっぱの弁天」と呼ばれる。

学術発掘調査の結果、埋設された板碑は14世紀中葉～15世紀前葉まで遡る市内最大・最古の板碑であるとともに、香取地域を中心に分布する下総型双式板碑として、南限に所在するものと確認された。

また、島の頂部から小祠の礎石とみられる礫が出土し、供物を捧げた痕跡とみられる江戸期の陶器や無数の土製人形等により、当該史跡が地域の信仰の対象であった事が示され、史跡にまつわる逸話との深い関わりが認められることから、近世における市域周辺古村の習俗を示す史跡として評価できる。

こえっぱの弁天跡は、学術的に重要な板碑が所在するだけでなく、本市の中近世における民間信仰のあり様の一端を示す史跡として、歴史的にも極めて重

要な文化財である。

以上が指定理由となっております。

同資料の次ページからは、所有者の指定同意書、こえっばの弁天跡の指定範囲図、測量図、写真を掲載しております。

続きまして、議案資料の4ページ議案第3号につきましてご説明いたします。種別は、有形文化財考古資料。名称は、こえっばの弁天の下総型板碑。所在地八街市文違字台ノ下81番1。所有者八街市となります。

では議案第3号の別資料をご覧いただきたいと思っております。最初にあるのは、答申書になります。こちらも指定理由の朗読をもちまして、説明とさせていただきます。

当該文化財は、「こえっばの弁天」と呼ばれる池状の窪地と内部に島として造成された塚状遺構及び島につながる土橋により構成された史跡内の、島部に建立された板碑である。板碑は頭頂部のみが露出した状態で埋設されていたが、学術発掘調査の結果、高さ94センチメートル×幅72センチメートル×厚さ10センチメートルの規模を測る黒雲母片岩を素材とし、左右に異体字・正体字のキリク種子が刻まれた双式の下総型板碑である事が確認された。

また、板碑に刻まれた、種子・蓮座・天蓋の形状により、その制作年代は、14世紀中葉から15世紀前葉に比定されるとともに、14世紀後半の瀬戸・美濃産花瓶・大皿が共伴した事により年代の妥当性が見出せることから、当該板碑は市域最大、最古のものであることが証された。

これらの成果より、板碑を建立した村落(文違村カ)・寺院の成立年代も当該期まで遡る事を示唆し、本市において当該文化財が有する歴史的価値は非常に高いものと判断される。

また、千葉県香取郡を中心に分布する下総型双式板碑の南限の一つを示すものであり、当時の本市域が属した文化圏を考察する上でも、当該文化財が持つ学術的価値は高いものと認められる。

以上が指定理由となっております。

同資料の次ページからは、所有者の指定同意書、こえっばの弁天の下総型板碑の写真及び拓本を掲載しております。

以上で説明を終わります。ご審議くださるようお願いいたします。

○教育長

ただいまの説明に対して質問等がありましたらお願いいたします。

【質疑応答】

○並木委員

こえっばと言うのはどういう意味ですか。

○青柳副主幹

こえっばと言うのは超えた橋あるいは超えた場所という意味です。

○教育長

弁天跡は、このまま保存ということなのですが、その板碑も現状のままで保存していくことになるでしょうか。

○青柳副主幹

このままの状態で信仰の対象だったため保存ということになります。これまでの経緯を尊重するような形で保存というように判断しています。

○教育長

今の時点で掘り出してどこかに展示をしようという予定はありませんか。

○青柳副主幹

ありません。

○山田職務代理者

これは私たちが見てみたいと思ったらどのようにしたら見ることができるのでしょうか。

○青柳副主幹

現地にそのまま設置している状況で保存の予定です。年間2回から3回ほどの草刈りを予定しておりますので、草刈り後にお知らせをいたします。なお場所は文違の大池調整池の隣接地で現在も看板の設置をしております。

○教育長

例えば市民の方に一般公開する機会を設ける予定はありますか。

○青柳副主幹

通常、公開しているので自由に見ていただく事はできるのですが普段は看板等で説明しています。指定後は、現在の小さい看板をもう少し大きな見やすい看板にする計画です。

○教育長

それでは、他に質疑が無ければそれぞれに採決いたします。まず議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議無し>

○教育長

議案第2号について、可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議無し>

○教育長

議案第3号について、可決することに決定いたしました。

それでは、ここからの審議は非公開となります。

議案第4号 教育委員会事務事業の点検及び評価について

教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

議案第5号 令和5年度八街市一般会計教育費予算の補正について

各課等長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

○教育長

以上で本日の議題は終了しました。

1点、私の方から報告をさせていただきます。

9月14日に佐倉南高校で開催されました生活体験発表会に参加しました。

この生活体験発表会は、3部制定時制の夜間部の生徒達が自分たちの経験を振り返り、感じたことやこれからの生活に向けた決意を語るというものです。当日は6人の生徒が代表として発表してくれました。例えば、小中学校時代にはほとんど登校できなかったが、高校では自分のペースで学ぶことができ、しかも同じ境遇、同じ経験をした友達も増えたということで、楽しく学校生活を送ることができている。これからも卒業に向けて頑張りたいという話をしてくれたり、外国籍の生徒、とは言っても、もうすでに結婚してお子さんもいる生徒ですが、日本で働きながら自分の技術が向上していくのを感じることができ、自分の人生に新たなページが加わったことについての充実感を語るものなどがありました。

最優秀賞には、高校入学前には目標を持つことができなかったが、入試の時に出会った友達と充実した高校生活を送ることができ、あと半年で卒業という時に改めて残る高校生活を一生懸命過ごしていきたいという話をしてくれた4年生の生徒が受賞しました。

小中学校時代に不登校を経験した生徒たちが自分のスタイルに合った高校に進学することで、その時点からでも目標を持ち努力することができるという姿を実際に話を聞きながら感じることができました。

今月の9月30日には、「未来への扉を開こう」という定時制高校を中心にした進学説明会が予定されています。現在、不登校等で悩みを抱えている子どもたちであってもまだまだこれから長い人生やり直しがきくという意味で頑張ってもらいたいと思いました。

6. その他

○教育長

その他について、事務局から何かありますか。

<特にありません>

7. 教育長閉会宣言

それでは、本日の日程はこれをもって終了し、閉会とします。
ありがとうございました。

令和5年第9回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 5年 9月20日(水)
午後 1時30分 大会議室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 教育長報告

第4 前回議事録の承認について

第5 議 題

(1) 議決事項

議案第1号 八街市指定文化財の指定について

議案第2号 八街市指定文化財の指定について

議案第3号 八街市指定文化財の指定について

議案第4号 教育委員会事務事業の点検及び評価について

議案第5号 令和5年度八街市一般会計教育費予算の補正について

第6 その他

第7 教育長閉会宣言

教育長報告

令和5年8月24日～令和5年9月19日

日付	曜日	時間	場所	内容
8/24	木	9:00	小谷流の里ドギーズアイランド	やちまたグローバルイングリッシュキャンプ
〃	〃	13:30	団体研修室	教育委員会定例会議
8/29	火	15:00	大会議室	中学校総合体育大会報告会
9/1	金	9:00	〃	教育委員会臨時会議
〃	〃	15:00	教育長室	園長会議
9/4	月	9:10	特別会議室	庁議
〃	〃	15:00	大会議室	長欠担当者会議
9/5	火	9:00	教育長室	教育委員会連絡会議
〃	〃	13:30	八街北小学校	校長会
9/6	水	15:00	〃	教頭会
9/11	月	9:00	特別会議室	懲戒処分委員会
9/12	火	14:00	教育長室	インタラック来庁
9/13	水	8:45	スポーツプラザ	八街スポレク祭・グラウンドゴルフ大会
〃	〃	12:30	千葉黎明高校	千葉黎明高校100周年特別講演会
9/14	木	18:00	佐倉南高等学校	生活体験発表会
9/15	金	9:30	教育長室	教育委員会部課長会議
〃	〃	13:00	印旛郡市文化財センター	印旛郡市文化財センター訪問・現地視察
9/17	日	9:30	八街駅北口	やちまた落花生まつり2023
9/19	火	10:00	議場	市議会議員全員協議会

前回議事録の承認について

令和5年8月24日第8回定例会議事録…別添のとおり

令和5年9月1日…第1回臨時会議議事録…別添のとおり

議案第 1 号

八街市指定文化財の指定について

八街市教育委員会は、八街市文化財保護に関する条例(昭和49年条例第25号)第4条第1項の規定により、次のとおり八街市指定文化財として指定する。

令和5年9月20日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

1 種 別	記念物 (史跡)	
2 名 称	御成街道跡 (風景谷の陰)	
3 所在地 及び 所有者	所 在 地	所 有 者
	八街市沖字西沖1354番1、同2の各一部	古山 孝 八街市

議案第 2 号

八街市指定文化財の指定について

八街市教育委員会は、八街市文化財保護に関する条例(昭和 49 年条例第 25 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり八街市指定文化財として指定する。

令和 5 年 9 月 20 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

1 種 別	記念物 (史跡)	
2 名 称	こえっばの弁天跡	
3 所在地 及び 所有者	所 在 地	所 有 者
	八街市文違字台ノ下 80 番、81 番 1 の各一部	八街市

議案第 3 号

八街市指定文化財の指定について

八街市教育委員会は、八街市文化財保護に関する条例(昭和 49 年条例第 25 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり八街市指定文化財として指定する。

令和 5 年 9 月 20 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

1 種 別	有形文化財 (考古資料)	
2 名 称	こえっぱの弁天の下総型板碑	
3 所在地 及び 所有者	所 在 地	所 有 者
	八街市文違字台ノ下 8 1 番 1	八街市

議案第 4 号

教育委員会事務事業の点検及び評価について

八街市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年度執行教育委員会事務事業の点検及び評価の報告書を別冊のとおり作成し、議会に提出する。

令和 5 年 9 月 20 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

議案第 5 号

令和 5 年度八街市一般会計教育費予算の補正について

八街市教育委員会は、令和 5 年度 9 月定例市議会に提出する令和 5 年度八街市一般会計教育費予算の補正について、別添のとおり市長に申し出る。

令和 5 年 9 月 2 0 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康



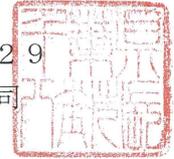
様式第2号（第2条第2項）

八街市指定文化財指定同意書

令和4年7月20日

八街市教育委員会 様

住所 八街市八街ほ35番29
氏名 八街市長 北村 新司



私の所有（保持または管理）する下記の文化財を八街市指定文化財に指定することに同意します。

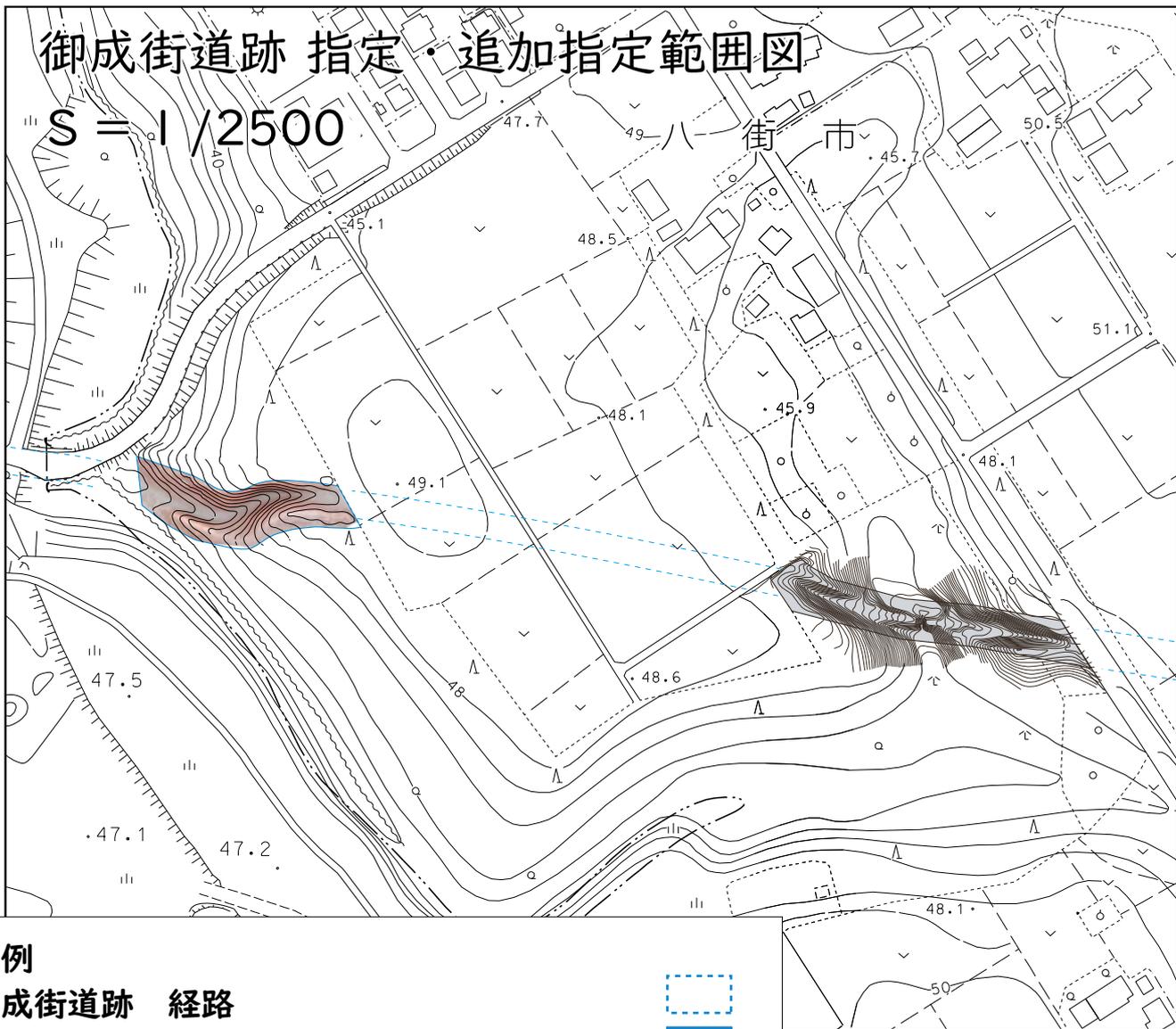
記

1. 種 別 記念物（史跡）
2. 名称および数量 御成街道跡 1条

御成街道の経路概略図



御成街道跡 指定・追加指定範囲図



凡例

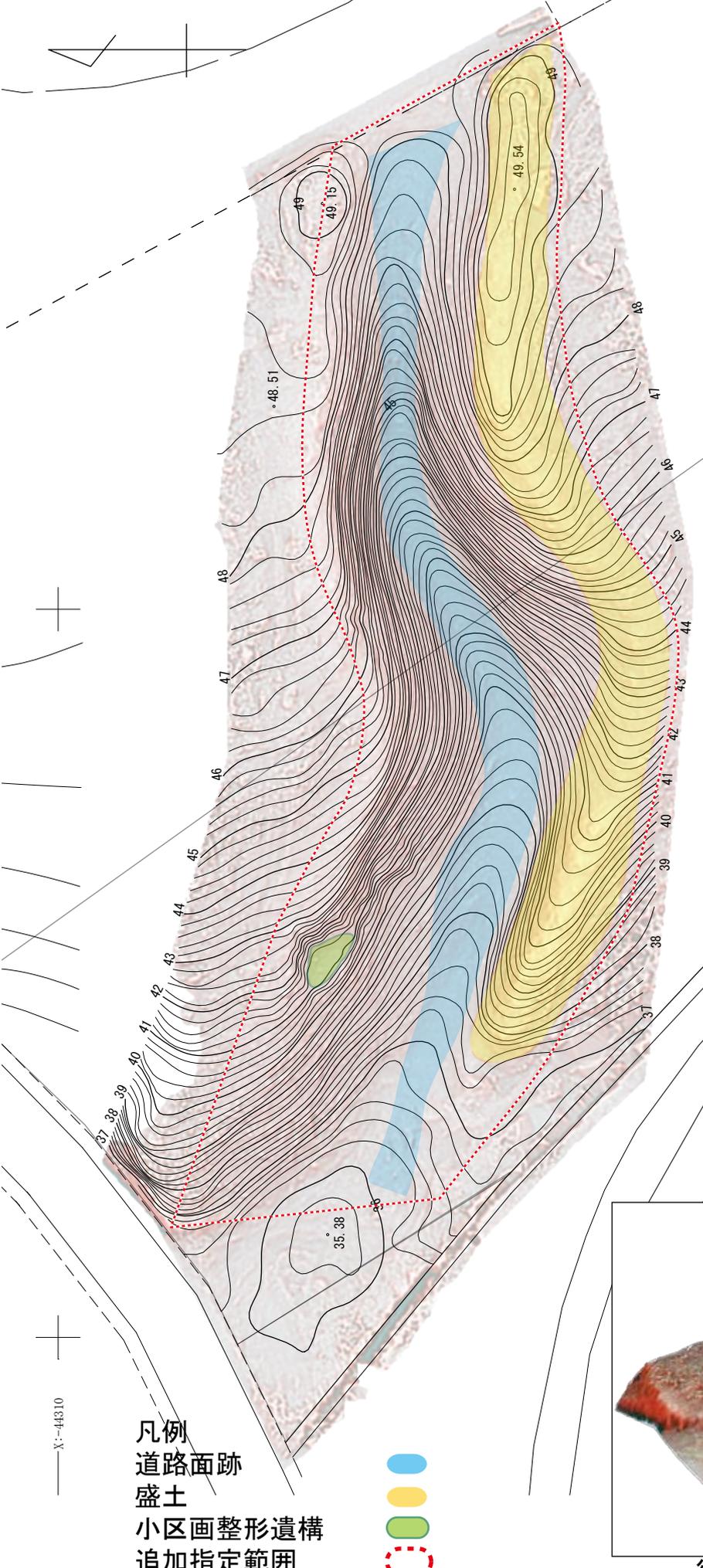
御成街道跡 経路

追加指定範囲：「御成街道跡（風景谷の険）」

現状指定範囲：「御成街道跡」



御成街道跡 (風景谷の陰) S=1/400



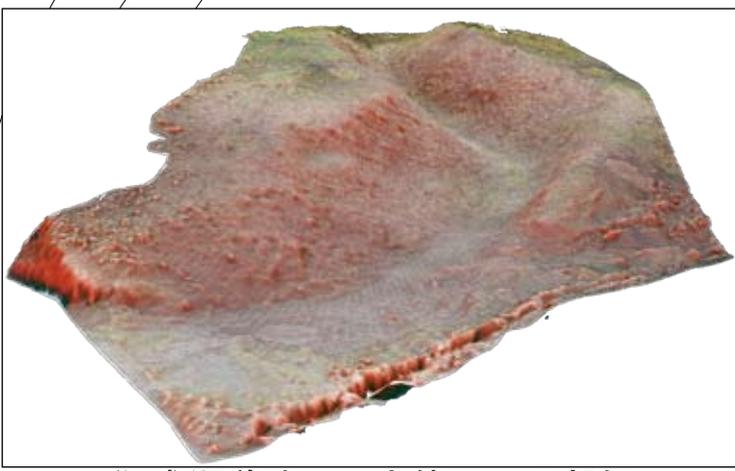
御成街道跡 (台地側) 東側より空撮



御成街道跡 (中央部) 東側より空撮



御成街道跡 (谷部) 西側より



御成街道跡 3D立体図 谷部側

- 凡例
 道路面跡
 盛土
 小区画整形遺構
 追加指定範囲



東金御成街道を探る

本保 弘文著



暁印書館

東金御成街道を探る

本保 弘文著



ISBN4-87015-132-4
C0025 ¥2000E

定価 (本体2000円+税)



暁印書館

2章 御成街道の謎を探る

と記されている。
【牧図】には、ここからほぼ直線の「御成道」が東方に走り、
是より並木ナシ
と記されている。
しばらく進むと、大きな半形の「池」があり、明治一五年（一八八二）の「迅速測図」にも、この

とあり、現在も雑木林の中に古道のおもかげを残している。

千葉市富田から八街町沖への入口。険しい松の生い茂った高さ三十mほどの谷の森林地帯。S
字型に一五〇mほど切り開かれている。この谷を登りつめると、平らな畑地となり、視界が開け
る。

町立三州小学校

と記され、入口付近には「百姓林」や「地頭林」が描かれている。
この谷津を「風景谷（風ヶ沢）の険」といわれ、昭和五五年二月の「ふるさとを見なおす」（八街

富田村入口則御成道

小間子牧を描いた「牧図」をもとに、御成街道をたどっていく。
【牧図】の富田村（千葉市若葉区富田町）と小間子牧との境には谷津田があり、

四、牧図に描かれた御成街道について

図であり、(一)・(二)の島田家所蔵の牧図と(四)の並木家所蔵の牧図が正図であると思われる。



日吉神社（東金市東金）

とあり、享保七年四月作成された「絵図面」で
あろうと思われる。
また、(四)の牧図も、享保七年正月から四月に
かけて、野馬方代官・小宮山李之進昌世の指示
により、儒者の細井広沢が現地を訪問し、実測
の上、作成したものであるという（満願寺は、細
井広沢の菩提寺）。
(四)の牧図については、「山武町史（史料集）」の
『野馬方日記（牧士並木氏）』（酒々井町・島田家文
書）の「小宮山李之進様、石川伝兵衛様、七牧共御
見分絵図之事」に、
享保七寅年正月十三日に七牧御見分に御代
官小宮山李之進殿、石川伝兵衛様、右御兩人、
酒々井町へ御出野役仕候、村々召寄御吟味被
成、七牧絵図被成、稲葉丹後守様代、右御同
人様方、七牧絵図御仕舞被仰渡之事
とあり、やはり享保七年の絵図であろう。
このことから、(四)の満願寺所蔵の牧図は、原

令和5年8月17日

八街市教育委員会 様

八街市文化財審議会
委員長 山本 重徳

八街市指定文化財の指定について（答申）

令和5年6月28日付け八教社文第24号で諮問のありましたこのことについては、下記の指定理由により八街市指定文化財に指定すべきものであることを答申します。

記

1. 種 別 記念物（史跡）
2. 名 称 こえっばの弁天跡
3. 数 量 1箇所(360㎡)
4. 所 在 地 八街市文違字台ノ下80番、81番1の各一部
5. 所 有 者 八街市(八街市八街ほ35番29)
6. 指 定 理 由

当該史跡は、池状の窪地内部に島として造成された塚状遺構と、島につながる土橋により構成され、島には頭頂部のみが露出した板碑が建立されている。この史跡には、江戸時代の頃、迷い逃れてこの池で亡くなった女性を弔うため、弁天を祀ったものとの伝承が残ることから、「こえっばの弁天」と呼ばれる。

学術発掘調査の結果、埋設された板碑は14世紀中葉～15世紀前葉まで遡る市内最大・最古の板碑であるとともに、香取地域を中心に分布する下総型双式板碑として、南限に所在するものと確認された。また、島の頂部から小祠の礎石とみられる礫が出土し、供物を捧げた痕跡とみられる江戸期の陶器や無数の土製人形等により、当該史跡が地域の信仰の対象であった事が示され、史跡にまつわる逸話との深い関わりが認められることから、近世における市域周辺古村の習俗を示す史跡として評価できる。

こえっばの弁天跡は、学術的に重要な板碑が所在するだけでなく、本市の中近世における民間信仰のあり様の一端を示す史跡として、歴史的にも極めて重要な文化財である。



様式第2号（第2条第2項）

八街市指定文化財指定同意書

令和5年4月24日

八街市教育委員会 様

住所 八街市八街ほ35番29
氏名 八街市長 北村 新司



私の所有（保持または管理）する下記の文化財を八街市指定文化財に指定することに同意します。

記

- | | |
|------------|--------------|
| 1. 種 別 | 記念物（史跡） |
| 2. 名称および数量 | こえっぱの弁天跡 1箇所 |



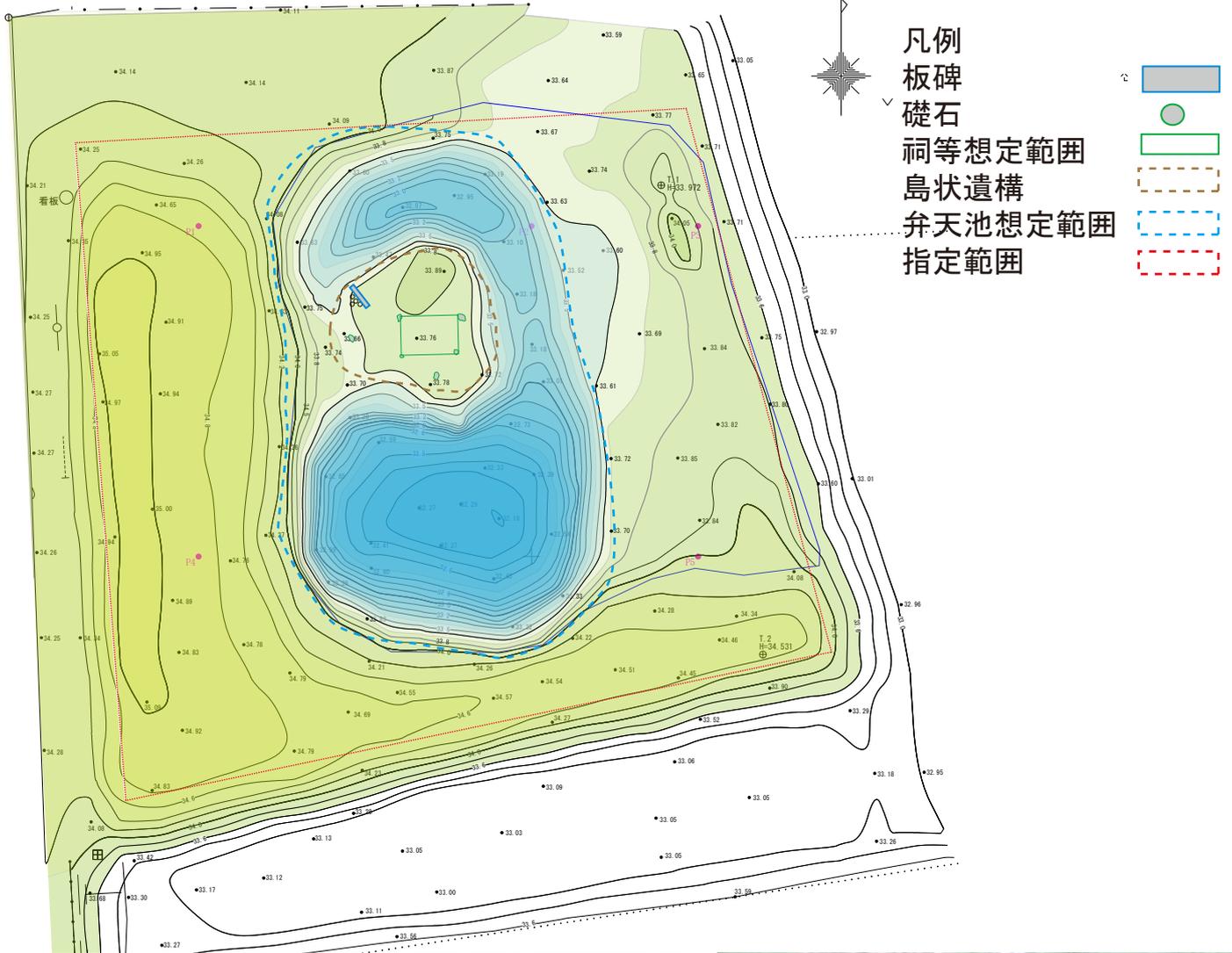
こえっばの弁天跡
指定範囲図



凡例
こえっばの弁天跡 

凡例
指定範囲 

こえっばの弁天跡
S=1/200



空撮写真 ※弁天池部着色加工



島部接写(板碑・東石出土状況)西側より



東石(小祠カ)出土状況接写北側より

令和5年8月17日

八街市教育委員会 様

八街市文化財審議会
委員長 山本 重徳

八街市指定文化財の指定について（答申）

令和5年6月28日付け八教社文第24号で諮問のありましたこのことについては、下記の指定理由により八街市指定文化財に指定すべきものであることを答申します。

記

1. 種 別 有形文化財（考古資料）
2. 名 称 こえっぱの弁天の下総型板碑
3. 数 量 1基(94cm×72cm×10cm)
4. 所 在 地 八街市文違字台ノ下81番1
5. 所 有 者 八街市(八街市八街ほ35番29)
6. 指定理由

当該文化財は、「こえっぱの弁天」と呼ばれる池状の窪地と内部に島として造成された塚状遺構及び島につながる土橋により構成された史跡内の、島部に建立された板碑である。

板碑は頭頂部のみが露出した状態で埋設されていたが、学術発掘調査の結果、高さ94cm×幅72cm×厚さ10cmの規模を測る黒雲母片岩を素材とし、左右に異体字・正体字のキリク種子が刻まれた双式の下総型板碑である事が確認された。また、板碑に刻まれた、種子・蓮座・天蓋の形状により、その制作年代は14世紀中葉～15世紀前葉に比定されるとともに、14世紀後半の瀬戸・美濃産花瓶・大皿が共伴した事により年代の妥当性が見出せることから、当該板碑は市域最大、最古のものであることが証された。

これらの成果より、板碑を建立した村落(文違村カ)・寺院の成立年代も当該期まで遡る事を示唆し、本市において当該文化財が有する歴史的価値は非常に高いものと判断される。また、千葉県香取郡を中心に分布する下総型双式板碑の南限の一つを示すものであり、当時の本市域が属した文化圏を考察する上でも、当該文化財が持つ学術的価値は高いものと認められる。



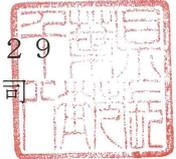
様式第2号（第2条第2項）

八街市指定文化財指定同意書

令和5年8月21日

八街市教育委員会 様

住所 八街市八街ほ35番29
氏名 八街市長 北村 新司



私の所有（保持または管理）する下記の文化財を八街市指定文化財に指定することに同意します。

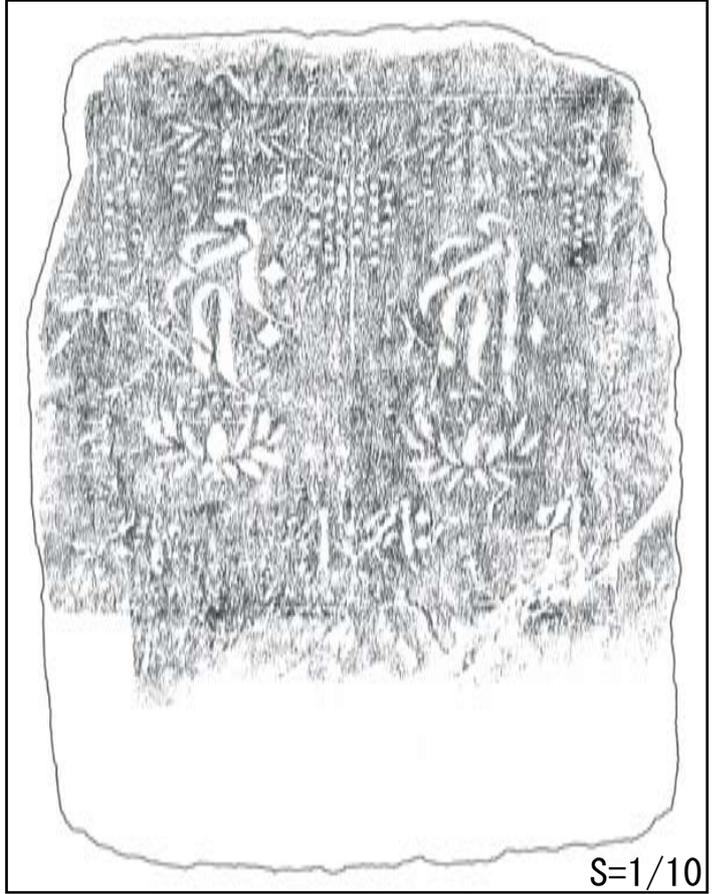
記

- | | |
|------------|------------------|
| 1. 種 別 | 有形文化財（考古資料） |
| 2. 名称および数量 | こえっぱの弁天の下総型板碑 1基 |

こえっぱの弁天の下総型板碑



S=1/10



S=1/10

実測図(拓本)



板碑埋設状況(表土除去)
西側より



板碑埋設状況(常滑焼甕 共伴)
西側より



板碑埋設状況(完掘)
西側より